

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇六号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年 十二月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市関間四丁目九十三―三から埼玉 県坂戸市関間四丁目九十三―三まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇〇